

住教育分野におけるシティズンシップ教育と消費者教育の可能性

21518023 菅原 捺美
指導教員 葉袋 奈美子 教授

住教育 シティズンシップ 消費者教育
学習指導要領 批判的思考力 市民参加

1. はじめに

平成 32 年 4 月 1 日から、小学校において新学習指導要領が全面的に実施される¹。改訂のポイントとして、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を行っていくことが示されている。具体的な教育内容の変化の一つに消費者教育の充実がある。これは家庭科の中にあるが、同時にそれは家庭科内にある他の分野の教育時間の削減にも繋がる。これまでも削減対象となってきた住教育分野を消費者教育と兼ね合わせることで両者の充実をはかるとともに、新学習指導要領で目標とされる深い学びへの可能性を探ろうと考えた。

新学習指導要領において「生きる力」を育むため全ての教科は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つに整理され、知識・技能等を総合的に獲得する学習が目指されている。このような学習は、「シティズンシップ教育」とも呼ばれ、イギリスや北欧諸国などを中心に義務教育課程に取り入れられている。わが国でも知識偏重の教育からの脱却のため、学習指導要領改訂の度に新たな取り組みがなされてきた²。したがって、これまでに行われてきたシティズンシップ教育も消費者教育と関連させて考えていく必要がある。

そこで本研究では、消費者教育・シティズンシップ教育・住教育に関する文献を基にそれぞれの共通点や関連性を整理し、住教育における消費者教育の可能性を検討することを目的とする。

2. 消費者教育・シティズンシップ教育・住教育の関係

消費者教育において重視されていることは、①情報処理能力を高めていくこと、②意思決定過程での批判的思考力、③自身の影響力の自覚、④共生・共存の社会づくりの4つである。

神山³らは「より質の高い意思決定を行うために、情報収集能力や情報判断能力、情報活用能力を高めて」いくべきであると述べている。私たちは生まれながらにして消費者であり、モノやサービスを選択・購入する際は情報を基に意思決定を行っている。意思決定に必要な情報を十分に持っていない場合消費者被害にあってしまう。このような情報の非対称性が引き起こす問題を解消する

ために、情報処理能力を高めていく必要がある。

また、北欧閣僚評議会⁴によると、消費者教育の目的を「消費者としての決定を導く要因を批判的に」判断させることとし、意思決定過程での批判的思考力の必要性を述べている。批判的思考力とは、物事を多面的に捉えるため、ある情報に対して批判的に考えるスキルのことで、消費者教育において欠かすことのできない能力である。

消費者庁が示した消費者教育の推進に関する基本的な方針⁵では「消費者が、自らの意思決定や、消費行動がもたらす影響と、消費者の社会的役割を自覚し、行動することが重要」と述べられている。商品の選択、購入、使用、廃棄、意見の表明などの行為が市場そのものや経済、環境に影響を及ぼすことを意識した行動が求められる。また、消費者教育では「社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する」¹ことが示され、共生・共存の社会づくりが目指されている。自分自身だけではなく、社会や環境について考えた行動が求められている。

このような批判的思考力や社会的役割の自覚は、シティズンシップ教育でこれまで指摘されてきたことと共通する事柄であり、シティズンシップ教育で培われた教育手法(図1)が応用できる。つまり、消費者教育でも単に知識を暗記するような学習で得られるものではなく、知識同士を結び付けていく教科横断的な学習や実感を伴う体験的な学習が必要とされている。また、住教育は暮らしに直接結びつく分野であり、得た知識を実社会にすぐ応用することができる点で、消費者教育やシティズンシップ教育と相互に関連した学習が可能であると考えられる。

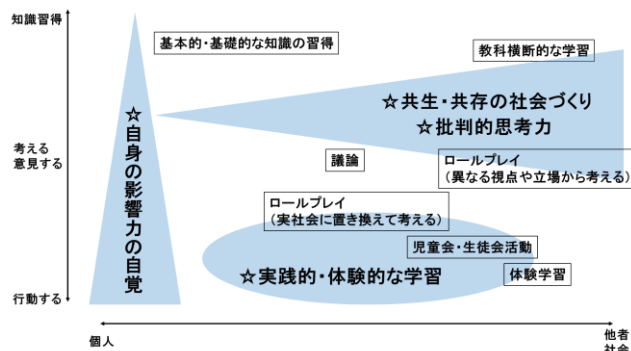


図1 シティズンシップ教育の教育手法

3. 教育実践例

3-1 シティズンシップ教育の教育実践例

シティズンシップ教育の実践例の特徴として、①社会科の読み替え、②道徳、特別活動、総合的な学習の統合・再編の2つが挙げられる。

品川区の「市民科」⁶は社会科と別に設置され、道徳、特別活動、総合的な学習を統合・再編している。市民科では体験学習を中心に行い、社会科では知識習得の学習を中心に行っている。お茶の水女子大学附属小学校の学習分野「市民」²は従来の「社会科」に代わる教科であり、社会問題の解決策の提案や意思決定の学習を行っている。これらは実社会に置き換えて考える、実践的・体験的な学習の一つに分類できる。

また、横浜市の「横浜の時間」⁷は総合的な学習の時間を再構築し各教科との関連を重視した学習を行っている。これは教科横断的な学習が行われているといえる。

このような実践でシティズンシップ力は培われているが住教育を通じた教育は見られない。

3-2 消費者教育の教育実践例

消費者教育の実践例の特徴として、①ロールプレイによる体験的な学習、②社会や環境に配慮した多角的な思考を身に付けさせることの2つが挙げられる。

大阪府立貝塚高等学校では消費者問題に対する当事者意識をもたせることをねらいとしロールプレイを行った⁸。大分県立日田三隅高等学校「買い物を考える」では自分の買い物と世界とのつながりに気づかせることをねらいとした授業が行われた。また、この授業での学びと他の教科・科目での学びが繋がった生徒もいた⁸。これらは社会的役割の自覚や教科横断的な学習が意識されている。

いずれも、良い事例ではあるが、やはり住教育という面からは離れている。

4. 住教育を用いた消費者教育の可能性の検討

4-1 研究授業の概要

福井県大野市立Y小学校5年生(1クラス28名)の家庭科において、消費者教育と住教育の融合の可能性を模索するために、既存の家庭科授業内で行える取り組みとして「冬を暖かく過ごす工夫」の学習終了後、学びを深める時間として実施した。他の教科での学習内容を関連づけるトレーニングを行う(消費者教育で必要なスキルを身につける)ことをねらいとしている。授業は、表1に示すように、児童の居住する周辺住居の典型例を示し、その住居で暖かく過ごす工夫について、列挙するものである。最初に写真を見せて個別に考えさせた上で、他の教科での既習内容で暖かく暮らす工夫に関連するものをスライドで示した後、改めて列挙させることで、教科横断的な学習に結びつけた。

4-2 研究授業の結果・考察

本授業で用いたワークシート(以後「WS」とする)の記述を関連する教科ごとに分類した。表2は各教科に関する記述の数を表している。WS1は他教科内容の例示前、WS3は例示後の児童の記載項目数の総数である。例示することで格段に指摘数は増える。特に理科、社会、図画工作に関する記述が増加し、例示によって確認した事柄を具体的に記述できていた。理科では「太陽の角度と部屋の明るさ」「対流」、社会では「二重窓」「防風林」、図画工作では「色」に関する記述が多くみられた。WS1では0回であった国語では「言葉の温かさ」、体育では「体を動かすと温かい」とった記述も見られた。このような例示は、児童の他教科との関連付けを積極的に考えることを促し、例示しなかった内容への指摘も見られた。

本授業を通して、教科横断的な学習によって意思決定に必要な情報の獲得ができ、他者との議論も併せて行うことで物事を批判的かつ柔軟に捉えることができることが分かった。また、各教科の学習を関連づけるきっかけを与えることで、その前後での知識の結びつきに大きな変化が見られ、学習効果が向上することが分かった。

表1 授業の流れ

	内容
導入	暑さ寒さの工夫を個人で考える(WS1)
思い出す	住居に関連する事柄の確認(WS2)
関連する学習	暑さ寒さの工夫を考える(WS3)
発展学習	世界の家の住まいの工夫(WS4)
まとめ	関連学習の重要性を伝える

表2 教科ごとの記述回数

	WS1	WS3	新たな記述
国語	0	0	0
算数	0	7	0
理科	7	31	1
社会	12	15	0
図画工作	8	14	1
音楽	0	0	0
体育	0	1	1
その他	1	1	0
無記述	12	0	0
合計	40	69	3

5. おわりに

小学校の新学習指導要領において「生きる力」を育むため、知識・技能の総合的な獲得が目指されている。限られた時間の中でこのような力をつけるためには、各教科を関連させた学習が必要であり、そのきっかけを学習の中に意識的に設ける必要があることが分かった。

住教育の中で消費者教育で求められる力を育むことは十分に可能であり、シティズンシップ教育の教育手法を用いた学習が有効であることが分かった。教科横断的な学習以外の手法でも検討していく必要がある。

主な参考文献

- 1 文部科学省「小学校学習指導要領」http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf (2018年7月26日閲覧) 2 長沼他、「社会を変える教育 Citizenship Education ～英国のシティズンシップ教育とクリックレポート～」株式会社キーステージ21,2012年10月1日 3 神山久美、中村年春、細川幸一、「新しい消費者教育—これからの消費者教育を考える」慶應義塾大学出版会株式会社,2016年2月29日 4 大原明美、「北欧の消費者教育—「共生」の思想を育む学校でのアプローチ」株式会社 新評論,2003年11月15日 5 消費者庁、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education_basic_policy/pdf/basic_policy_180320_0002.pdf (2018年10月5日閲覧) 6 品川区、「新しい学習「市民科」」<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kukuyoi/kukuyoi-sesaku/kukuyoi-sesaku-plan21/kukuyoi-sesaku-plan21-zissai/kukuyoi-sesaku-plan21-zissai-kyoiku/hpg000032855.html> (2018年12月5日閲覧) 7 横浜市、「横浜の時間」トップページ <http://www.educity.yokohama.jp/tr/ky/hamaup/them05/docs/houkousei.pdf> (2018年12月5日閲覧) 8 国民生活センター,「消費者教育実践事例集 バックナンバー」,2018年12月5日閲覧